

障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物についての生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物についての生産行程管理者の認証の技術的基準（平成 31 年 3 月 29 日農林水産省告示第 599 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物についての生産行程管理者の認証の技術的基準 1・2 （略） 3 用語及び定義 この基準で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JAS 0010 による。 3.1 生産業者 JAS 0010 の 4.1 に従ってノウフク生鮮食品の生産を行う者又は JAS 0010 の 4.3 に従ってノウフク観賞用の植物の生産を行う者 注釈 1 生産業者とは、具体的には次のとおりとする。 a)～c) （略） d) a)～c)以外<u>の者</u> 3.2 （略） 4 生産行程の管理又は把握の実施方法 4.1 （略） 4.2 内部規程 4.2.1 内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。ただし、a)～c)及び g) にあつては、生産業者、d)にあつては、自ら生産していないノウフク生鮮食品又はノウフク加工食品を原材料としてノウフク加工食品を製造する加工業者、e)にあつては、加工業者に限る。 a)～n) （略） 4.2.2・4.2.3 （略） 4.3 （略） 5・6 （略） 7 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存 7.1 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成 次の事項を記録し、保存しなければならない。ただし、a)及び b)にあつては、生産業者、c)にあつては、自ら生産していないノウフク生鮮食品又はノウフク加工食品を原材料としてノウフク加工食品を製造する加工業者、d)にあつては、加工業者に限る。 a)～i) （略） 7.2 （略）	障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物についての生産行程管理者の認証の技術的基準 1・2 （略） 3 用語及び定義 この基準で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JAS 0010 による。 3.1 生産業者 JAS 0010 の 4.1 に従ってノウフク生鮮食品の生産を行う者又は JAS 0010 の 4.3 に従ってノウフク観賞用の植物の生産を行う者 注釈 1 生産業者とは、具体的には次のとおりとする。 a)～c) （略） d) a)～c)以外であつて、障害者に生産の委託を行っている者 3.2 （略） 4 生産行程の管理又は把握の実施方法 4.1 （略） 4.2 内部規程 4.2.1 内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。ただし、a)～c)及び g) にあつては、生産業者、d)にあつては、自ら生産していないノウフク生鮮食品を原材料としてノウフク加工食品を製造する加工業者、e)にあつては、加工業者に限る。 a)～n) （略） 4.2.2・4.2.3 （略） 4.3 （略） 5・6 （略） 7 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存 7.1 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成 次の事項を記録し、保存しなければならない。ただし、a)及び b)にあつては、生産業者、c)にあつては、自ら生産していないノウフク生鮮食品を原材料としてノウフク加工食品を製造する加工業者、d)にあつては、加工業者に限る。 a)～i) （略） 7.2 （略）

8 (略)

8 (略)